

新型コロナウイルス感染症に伴う 大胆な地域経済対策の実施について

国においては、3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾」を決定し、国内の感染拡大防止とともに、学校の臨時休業に伴って生じる諸課題や経済的な影響を受けた事業者等に配慮した対策を打ち出したところであり、地方としても、国と連携・協力し、この難局に対し、心を一つにして取り組んでいく決意である。

その一方で、国内に目を向けると、イベント自粛要請等に伴う消費の落ち込みや国内外の観光客の減少、従業員等の休業に伴う工場の操業停止、サプライチェーンへの影響による生産や工事の遅れなどにより、特に、中小企業・小規模企業や農林漁業者にとっては、事業存続にも関わる重大な事態が生じ、実態経済への影響も深刻化しており、さらに日経平均株価もリーマンショック以来の下落率を記録するなど、経済を取り巻く環境は、急激に悪化している状況である。

国外においても、中国や韓国に加え、欧米における新型コロナウイルス感染症の急激な拡大、アメリカ合衆国やヨーロッパ諸国の入国規制などに伴う人や物流の停滞が避けられず、株価が乱高下を繰り返すなど、世界経済は混迷の度合いを深めている状況にある。

については、次の項目を踏まえ、大きな影響を受ける中小企業・小規模企業者、農林漁業者などへの支援を重点的に行う、緊急対応策を講じることを強く求める。

1. 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況においては、国民の不安が払しょくされないため、人の動きが制限され、かつ、消費マインドの回復も見込めず、消費喚起対策による効果が十分に得られない懸念もある。

については、強力な封じ込め措置を含め、一層徹底した感染症対策を実施し、早期の経済環境の回復を図ること。

2. 中小企業・小規模企業者、農林漁業者などへの対応について

イベントや観光の自粛等により、観光関連産業や運輸業、飲食業・サービス業、農林水産業等では大幅な減収が生じているとともに、早期の需要の回復が見込めず、運転資金の捻出に困窮する事態が懸念され始めている。新型コロナウイルス感染症が終息し、停滞する経済活動が復活するまでは、中小企業・小規模企業者や農林漁業者等が事業継続できるよう徹底して資金繰りを支えることが必要不可欠である。

特に、東日本大震災や相次ぐ台風被害などから復興途上にある地域においては、引き続き国と連携した、事業者に対するきめ細かな支援がとりわけ重要である。

(1) 金融支援策の強化

既に政府系金融機関による実質無利子・無担保の特別貸付制度がスタートしているが、実態を踏まえ、必要に応じて融資枠の上限額の引き上げを行うとともに、地域に根差した店舗数の多い民間金融機関も同様の融資ができるように指定要件の緩和等を行うこと。

また、イベントの自粛要請中とその後の一定期間、返済猶予や融資条件変更手数料等の無料化について、実効性や透明性を確保するため、時限立法により制度化するなど、政府の支援方針を明確化することで、中小企業・小規模企業者や農林漁業者等の運転資金の確保等を図ること。

(2) 財政支援の強化

資金繰りに窮している中小企業・小規模企業者や農林漁業者等に対する、利子補給、保証料補助を実施するとともに、急激に売上が減少した事業者に対しては緊急助成金の給付による支援などを行うこと。

(3) 雇用調整助成金の要件緩和・拡充

非正規雇用者や採用内定者の雇用への不安が高まっていることから、雇用調整助成金制度の周知徹底や助成率の引き上げ、支給要件や支給限度日数の緩和や手続きの簡素化などを図ること。

また、既存の制度による支援が受けられない個人事業主やフリーランス等への支援を講じること。

(4) 農林水産物の価格安定制度の拡充及び販売促進対策の強化

農林水産物の消費の冷え込み等による価格低迷が続いており、特に和牛の価格低下が顕著であることから、畜産経営安定対策など農林水産物の価格安定制

度を拡充するとともに、契約栽培農家をはじめとして急激な需要の落ち込みにより収入減となっている生産者も多いことから、販売促進対策を強化するなど、農林漁業者が安心して生産活動等を行うことができるよう、万全の対策を講じること。

3. 大胆な地域活性化・経済対策の実施について

これまでの感染症対策により大きなダメージを受けた日本経済を再起動させるため、失われた需要を回復できるような、これまでに無い大胆な経済対策が必要である。

(1) これまでに無い消費喚起対策の実施

例えば、「国民の生活と生業を守り、未来に希望が持てる」強いメッセージ性を込め、事業者に対する「一時給付金制度」をはじめ、国内外からの観光需要の速やかな回復に向けた宿泊料割引制度の創設、地域振興券の交付、キャッシュレスポイント還元事業の延長、サプライチェーンの国内回帰と多元化の促進など必要かつ十分な経済財政政策を実施すること。

(2) 地域の実情に応じた経済対策

災害や感染症により経済活動が停滞を余儀なくされる状況であっても、地域社会が日常生活を継続できるようにするなど、地方公共団体が地域の経済回復とともに構造改革や効率化に取り組めるよう、リーマンショック時において実施した地域活性化のための交付金（10/10）のような、自由度が高く、地方負担を軽減し、柔軟な交付金制度を創設すること。

また、感染症の拡大防止対策として、テレワークの強力な推進や5G・ICT技術の利活用に向けた取組が早急に求められているとともに、公共事業による景気の下支えが必要であることから、光ファイバーや5G基地局等の基盤整備や国直轄事業・補助事業等の社会資本整備を力強く推進するとともに、公共投資を円滑に行うための交付金（10/10）を創設し、官民挙げたテレワークの推進や5G・ICTの利活用に加え、防災・減災、国土強靱化の取組を一層加速させ、地方独自の発想で公共投資を行うことを通じて需要の拡大を図ること。

さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度までの限定的な措置となっており、地方の行政や経済界において将来展望に不安があることから、対策の継続や対象事業の拡大を早期に決定すること。

これらを含め、国が大胆な経済対策等を実施する際には、地域経済の活性化

とともに、地方公共団体が実施する各般の対策に係る財源等について、政府の責任において国の交付金により全額を補てんするなど、これまでに無い思い切った地方財政措置を講じること。

なお、国においては、新型コロナウイルス感染症対策として、固定資産税の減免や国民に対する現金給付等を検討していると仄聞するが、固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、国の経済政策にこれを用いるべきではなく、また、現金給付等の事務を行うに当たっては、市町村に過度な負担が生じることのないようにするなど、国は地方と十分協議し、その意見を反映すること。

以上、現時点における地方の提言を上げたが、新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響を最小限に留め、再び成長軌道に乗せるため、引き続き必要な対策を躊躇なく、迅速に講じていく必要がある。国民に近い立場にある各地方公共団体から国へ提出された提言も参考にして、第3弾の緊急対応策を急ぎ講じること。

令和2年3月25日

全国知事会会長 飯泉 嘉門
全国市長会会長 立谷 秀清
全国町村会会長 荒木 泰臣